

和寒町奨学金返還支援補助 Q&A

Q 現在、和寒町に住んでいない（住民登録を置いていない）場合も申請できますか？

A 申請できません。申請日時時点で、和寒町内に住民登録を置いている方が対象となります。

Q すでに大学等を卒業している場合も申請できますか？

A 申請できます。申請をする年度の4月1日時点において30歳未満であれば対象となります。

Q すでに町内に居住し、町内の事業所に就業して奨学金を返還していますが、申請することは可能ですか。

A 令和6年4月以降、新たに町内事業所等に正規雇用等で勤務することが交付対象者の条件となっていますので、申請することはできません。

Q パート、アルバイトで働いている場合、対象になりますか？

A 対象になりません。本支援金は、正規雇用・契約更新の期間に上限の無い契約社員・自営業又はその事業に従事する方を対象としています。

Q 正規雇用の定義は？

A 労働契約において期間の定めがなく、所定労働時間や待遇が同一の事業主に雇用されている他の労働者と同じである場合、正規雇用とみなします。

Q 自営業やその事業に従事している場合で副業している場合は、該当となりますか？

A 副業をされている場合は、その副業分の収入が、申請を行う年度に得る収入の合計の1/2以内であれば該当となります。

Q 町内の事業所に就職しましたが、3・4年で別の支店等（町外）に転勤する可能性があります。この場合、対象となりますか。

A 対象者の要件の一つが5年以上の町内居住の意志を有する者となっておりますので、転勤することが確実である場合は、対象となりません。また、事業主に5年以内の転勤の可能性が無いことを証明してもらう必要もあります。

Q 支援金はいつからもらえますか？

A 申請した年度の翌年度（4月10日まで）に実績報告を提出していただきます。審査が完了次第、4月下旬を目途にお支払いします。

Q 交付決定を受けた後、町外に転出した場合はどうなりますか？

A 要件を満たさなくなるため、支援中止となります。

Q 交付決定を受けた後、退職した場合はどうなりますか？

A 要件を満たさなくなるため、支援中止となります。ただし、別の町内の事業所に同様に正規職員として就業する場合は、雇用期間に応じて支援可能ですのでご相談下さい。

Q 支援の対象となる奨学金はどのようなものになりますか？

A 学資に充てることを目的として、本人名義で借受けた資金が対象となります。

(支援対象となる奨学金の例)

- ・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）第1種・第2種奨学金
- ・和寒町奨学資金
- ・民間企業や支援団体が行う奨学資金【例 あしなが育英会・交通遺児育英会など】

Q 交付申請の提出書類「奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証明するもの」はどのような書類を出せばよいのでしょうか？

A 奨学金の貸与元団体（機関）が発行している書類で、ご本人の氏名、貸与期間（開始から終了までの期間）、貸与月額が記された書類の写しを提出してください。

〈例〉貸与元が独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の場合は以下のいずれか1つ

- ・奨学生証
- ・貸与奨学金返還確認票
- ・スカラネット・パーソナルで表示される「貸与額通知」の画面（ハードコピー、スクリーンショットしたもの）
- ・スカラネット・パーソナルで表示される「詳細情報」及び「個人情報」の画面（ハードコピー、スクリーンショットしたもの）
- ・奨学金貸与証明書*

※申請から発行まで概ね10日程度かかるとされていますので、お急ぎの場合は、他の書類をご用意ください。

〈例〉貸与元が地方公共団体等の場合

- ・貸付決定通知書など